

「消費者行政の体制整備のための意見交換会」の運営について

「消費者行政の体制整備のための意見交換会」（以下「意見交換会」という。）の運営に関し、「消費者行政の体制整備のための意見交換会について」（平成25年3月8日内閣府消費者基本政策室）に定めるもののほか、次の通り定める。

1. 意見交換会の開催予定に関する日時、開催場所等については、ホームページ等で公開する。
2. 意見交換会は公開とする。ただし、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）は、必要と認めるときは、一部を非公開とすることができる。
3. 意見交換会の撮影及び中継は不可とする。（報道関係者が、会議の冒頭等において全体の風景を撮影する場合を除く。）
4. 意見交換会の終了後、議事録を速やかに作成し、公表する。